



| | |
|------------------|---|
| Title | 14世紀英国に於ける農民一揆発生過程の一考察 |
| Author(s) | 山本, 敏; YAMAMOTO, S. |
| Citation | 法經會論叢, 12, 135-139 |
| Issue Date | 1952-01 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/10736 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 12_p135-139.pdf |



十四世紀英國に於ける

農民一揆發生過程の一考察

山 本 敏

社会経済史上一般的に言はれる如く、第十二世紀のイギリスに於て、賦役の勞務は代納化する傾向を辿つた。勞務代納化の過程は、農業生産物商品化と共に、ヘンリー三世、エドワード一世及三世による金屬貨幣の發行によつて、莊園領主、農民双方がいちぢるしく貨幣経済化したことを基底とする。

- 1) Commutation. 此の時代の農民の義務は、「労働すべき人を見出す」ことであつたが、多くの場合、自ら之に當らなければならなかつた。一週間に二乃至三日の勞務は、特に收穫期など、農業労働のピーク期に於ては、農民にとつて大きな壓迫となつた。

しかし、農民勞務の貨幣代納は、可成り頻繁に行はれてはいたけれども、まだ必ずしも一般的なものではなかつた。此の点に關しては、幾多の論争が繰返されている。ともかく、一三八一年に勃発した農民一揆は、賦役の金納化と黒死病(The Black Death.

1349, 50) による農民の勞働価値騰貴との關係に於て述べられるのが至当であらう。

ロジャースは、賦役の金納化は黒死病以前に殆んど完了してゐたとの前提の下に、黒死病による賃銀騰貴の結果領主は、代納支払を以てしては最早其経営を維持するに足るだけの自由勞働を購得なくなつたので、既に臙膈状態より脱却せる農民に再び勞働給付を強制せんとし、遂に一揆を爆發せしむるに到つたとしてゐる。又カートラーは、黒死病により賃銀が二倍以上に騰貴したにもかゝらず農民は勞役に拘束されていたので、領主への反抗に結束するに到つたとしている。

- 1) T. Rogers : History of Agriculture and Prices in England 1866, vol. I, pp. 81-84
- 2) Curdler : Short history of English Agriculture
- 3) この数字的根據は明確でない。
- 4) 此の場合カートラーは、「領主對農民」の關係に於てのみ問題を把えている。

ロジャースに依つて唱えられた此の古典的見解は、一八九〇年に到りカニンハムによつて、「十五世紀に於てもなほ賦役が一般に行はれてゐた」として反對された。その後ペイチは、「東中、南部(但しケントを除く)に於ては、十四世紀中葉まで賦役が支配的であつて、農民一揆の直前にはむしろ金納化傾向が強められた」と言ふ綿密な統計的分析から割出した結論を導き出し、それがその後十年餘りの固定説となつた。

- 1) W. Cunningham : The Growth of English Industry and Commerce during the Early and Middle Ages.
- 2) T. W. Page : Die Umwandlung der Frohnarbeit in den östlichen, mittleren und südlichen Grafschaften Englands, 1897
- 3) 小松芳喬「封建英國とその崩壞過程」四頁

これに対してグレイは、ペイチ説の論拠が主として南部イギリスの教会領の資料によるものであることから、之に地域的制限を附すべきであるとした。即ち、東部と南部に就てはペイチ説を認め、西部、北部に就てはロジャース説に復歸したのである。

- 1) H. J. Gray : The Communications of Villein Services in England before the Black Death (English Historical Review, vol. xxix)
- 2) 大塚久雄・イギリス荘園の研究に關する一傾向(近代資本主義の系譜二六八頁)

更に一九〇一年に到り、ペトロシエフスキーが、一三八一年の農民一揆の原因に就て、ロジャースの封建反動説に同意すること表明し、之に反對するオーマン等との間に論争が続けられた。

二十世紀に入つてから、史実に就ての涉獵が進むと共に、旧理論に於ける例外が幾多発見された。中でも、コスミンズスキーによつて、「五〇〇エーカー以下の小所領は、それ以上の大所領に比し、又俗人所領は教会所領に比して、隸農保有地の面積が小さな比率を有していること、貨幣地代は東部所領に於て、又小所領に於て支配的であること」が明らかにされた。これによつて、ロジャース説が賦役の重要性を強調している所以は、それが大所領及び教会領に於ける資料に基づくものであるからだということが解明された。二十世紀になつてからの、これらの研究の結果を綜合すると、十三世紀のイギリスでは貨幣地代が支配的であるが、東部イギリスでは賦役が多く、むしろ強化された場合さえある。即ち、人口稠密で、工業、交易及外国貿易の最も發達した地方に賦役が多かつたと言ふことになり、金納化の進行を貨幣經濟との關係に於て述べ切つたロジャース説の根拠は一応くつがえされたことになる。ここにわれわれは Feudal Reaction の行はれる社会的基盤の一つの類型を見出すことが出来ると思う。

- 1) 小松、前掲書一四頁
- 2) 同、一五頁

二

さてここで、農民一揆の發生過程を省察してみたいと思う。ロジャースによれば、此の一揆は農民による農業的發達の過程を、領主が転倒せんとすることに對する農民の報復であつた。この見解は、アッシュレーによつても確認されている。たしか

に、黒死病による労働の稀少化は、農民をして彼等の労働価値をより多く自覚せしめたことは事実である。領主が農民の労働力を保留出来ない場合、その領主領の耕作は全然出来なかつたのであり、代納化の行はれない地方では、農民は賦役義務の寛大化と更に金納化を要求した。自由雇傭労働の価値は永続的に約五〇%騰貴し、政府は法令 (Statute) や布告 (Proclamation) を以て、従前の慣習的賃銀よりも多くを支払い、又は要求することを禁止したが、労働騰貴を抑えることは出来なかつた。

領主は愈々慣習的労務の強制を固執した。斯うして二つの対立物間の衝突が結節点に達する直前に於ては、支配する側のものは新しい発展の中に自らを *autheben* するのでなくて、旧き秩序に固執せんとするのである。代納がまだ始められたばかりで、領主が労力の選択権を握つていた地方に於ては、しばしば労力の徴発が行はれた。領主は莊園裁判所によつて、現金化の機会が与えられていた。即ち、現実的或は推定的な義務違反に対して、農民は容赦なく裁判所に出頭を命ぜられて罰金刑を課せられたのである。

1) 司法機關は舊秩序維持のために勤員されし。その反動で、農民一揆の際農民たちは、裁判所書類の焼拂いを徹底的に行つた。

農業発達の原因をばむ斯うした領主の反動化は、当然社会不安を醸成した。一揆の原因として、われわれはこゝに宗教的反抗思想の露頭を挙げねばならない。「人間平等の原則」を推進するために、多くの「貧困説教者 (Poor Preachers)」によつて辻説教が行はれた。彼等は「天恵に基く主権 *Dominion founded on*

Grace」の教義を庶民の立場に立つて実用的に利用した。ウィクリフは此の教義を「凡ての主権即ち支配権は神への奉仕に対する報酬として神より恵まれたものである」としているが、彼の通俗説教者達の聴衆は、「農民の要求を容れざる領主は、天恵の状態に在る能はざるもの」であり、「農民は賦役履行を忌避すべき權利を有するものである」との結論を容易に導き出してしまつた。ウィクリフの考えによれば、「私有が行はれてゐる所では、道德 (恩恵の状態) によつてのみ弁明され、死罪の状態に在るものは財産に対する權利を持たないとしてゐる。農民達は此の教理を、不正にして罪ある地主及其長老は、その所有に対して權利を持たぬ。従つて、その暴力的剝奪は道德的行為である」と解釈したのである。

- 1) 一揆の原因として、本庄榮治郎教授は、一、賃銀増加の要求 二、宗教に依る反抗的思想の存在 三、人頭税の採用の三つを擧げている。同教授、歐洲經濟史講義、京大經濟學部昭和十七年度。
- 2) John Ball (The mad priest of Kent) の煽動は著しいものであつた。彼は長らく貧乏と不満をもちして歩いた。N.S.B. Gray: A History of Agriculture P. 110
- 3) これはアウグスチヌスの教理にもとづく。
- 4) 「莊園領主の權力」が、この中に含まれて居り、このことが重要な意味を持つ。
- 5) それは「天恵あ一つの状態」である。
- 6) Beer 西譯「近古の農民戦争」三七頁

購買の自由と貨幣地代化、即ち農産物の販売化を希んで農奴制

度から脱皮せんとした農民の動きが、旧賃銀制を保持せんとする法令によつてその動機を与えられ、一三八一年に制定された人頭税 (Poll tax) によつて遂に一揆に逆誘発された。

- 1) 一三五一年に出示された。賃銀を一三四八年の水準に下げようとするものである。當時の賃銀は次表の如く食物給を含むものであつた。

| 執事 | 年一回の仕着せ付 | 13s 4d |
|-------------|----------|--------|
| master hind | 仕着せなし | 10 0 |
| carter | 〃 | 10 0 |
| 羊の番人 | 〃 | 10 0 |
| 牡又は牝牛の番人 | 〃 | 6 0 |
| 豚番又は女労働者 | 〃 | 6 0 |
| 惣手 | 〃 | 7 0 |

農業労働者の食料は彼等が受ける現金額よりも可成り高價であつた。九週間毎に小麦、大麦、ライ麥を交せて 1 master 即ち貨幣價値にして四志六片 (年に二五志)、又法令に禁ぜられていたが、三志當の秋期手當と時に豚、麥酒、餅等が賜物として添えられていた。農業労働者に現金で支拂ふならば、十四世紀には一日三片 (妻は一片、子供は $\frac{1}{2}$ 片稼) だと見得る。Cunaher: Short History of English Agriculture 池原譯稿四八頁

三

一三八一年五月三〇日、農民及漁民による最初の暴動が起つた。彼等の主張は、「勞働力を自由にすべきであり、國王の特別法によつても、地主に賦役を強制するべきでない」と言ふことであつた。

- 1) Beer は六月の第二週と言つて 2500. Beer. *Ibid.* P. 43
 2) 東部 Essex の農漁民は、王室より命ぜられた poll tax の支拂いを拒否し、森の中で數次の會合を持ち、そのまゝロンドンに向つた。途中で Kent の大衆が加はつた。
Gras. Ibid. P. 111
 3) *Gras. Ibid.* Pp. 111-112

南イギリス諸都市工業労働者の大部分の同調により、イギリス東南部に於ける勞働階級の勝利が導かれた。しかし、指導と統制の欠如及武裝力の不足の故に、政治権力は忽ち王朝 (國王はリチャード二世、當時十五才) の許に還つてしまつた。農民たちは、國王に対する従来よりも一層強い程度の「忠順」を強要された。

- 1) ランダンの労働者とツunft組合とは、外國商人及び金融業者に對して、又イギリス労働者を採用しないランダんに於けるフランダース織物業者に反對した。Beer. *Ibid.* Pp. 42-43

此の一揆の後、農民と農業は如何に交つて来たか。勞務の貨幣地代化は、小農民にとつてよりよい条件で且つ以前よりも遙かに速かに進行した。即ち、勞働需要の増大と言う社会状態の中に、農民達は村落の全体的逃亡によつて、領主の土地財産を無にする事が出来た。かくして「忠順」は次第に弛れ、都市の勃興と工業の進歩は、農業人口を益々都市に吸収して行つた。

- 1) これから一世紀後、牧場の擴張に當つて、小作人を手離すことが喜んで行はれたこと、對蹠的である。十三世紀中葉に到り、都市が食糧品市場を形成しつゝあつたと共に、フランダース地方を需要地として英國に勃興しつゝ、

あつた織物業が、羊毛業の發達を促しつゝあつたことは一三八一年を迎える前の英國の經濟狀態を考える上に充分銘記して置かねばならないが、これが考察は別の機會にする。

2) Gras, ibid. P. 111

この結果、十五世紀の中葉には、殆んど全く賦役の廢止が行はれ、こゝに幾世紀に渉る英國莊園制は一大變革が行われた。貨幣地代を以て勞働地代に代え、勞働上の拘束を受けざる自由農民が、農業生産上に自由の手腕を振うことになつた。大土地所有の分割と小農地の創設は迅速に進み、農業生産の上昇を得ることが出来た。

- 1) これが後に Enclosure の温床となつた。時と所を異にするとは言え、我國に於ける今次の農地改革の結果に就ても、その現象形態に於て相通するものがないであらうか。(大谷省三、保守の温床―農地改革の意味するもの―理論一七號昭和二年一月)しかし、ストルイビンの農地改革の後に、ロシアの農民がコルホーズ經營による大土地所有を形成したのとは論を異にする。
- 2) 佐藤、稻田、「世界農業史論」二〇四―二二四頁

四

われわれは今此の一揆の社会的性格を考へてみたいと思ふ。當時既に都市の勞働者と莊園領主との間にも、超え難き利益の対立が生じていた。それは、消費、勞働のみでなく、生産關係にも及んでいた。それにもかゝらず、此の騒擾は単に農民のみの一揆に終つてゐる。

1) ドイツ農民戰爭の場合にも類似してゐる。「農民は恐ろしい壓迫に切齒しながらも、尙叛亂に到らなかつたのは、彼等の分散してゐたこと、諸侯、貴族、都市の組織された權力が相同盟し、相協力して農民に對峙してゐる限り、革命を起すことは不可能である」F. Engels: Der deutsche Bauernkrieg Kap. I 改造社版マルエン全集 四卷 二九三頁

此一揆をグラースは社会的叛亂 (social revolt) と呼び、オートマンは「The Great Revolt in 1381」と言い切つてゐるが、ヘアアやエンゲルスは「peasant revolt」と呼ぶべきだとしてゐる。

1) "It was social, not simply economic and political, but religious and legal." Gras, ibid. Pp. 109~110

養生の過程を見る場合には、全社会的に多くの関連を持つてゐるけれども、農民一揆の全過程を社会構成史的に見るとき、やはり單なる「peasant revolt」と言ふべきであらう。

ポスタンは十二世紀には直營地の面積が減少傾向を示してゐると言ひ史実を明かにし、更に十三世紀農業上の大好況期に、經濟的に發達してゐた地方の所領で直營地の擴張が行われ、賦役も強化拡大してゐることを解明してゐる。即ち、こゝにわれわれは金納化進展の十二世紀と、それが復活した十四世紀の間に、この様な Feudal reaction が行われたことを見るのである。土地を有せざる自由勞働が少量で、而も政治的發言力を持たぬ場合には、生産力が増大し市場が擴張されねばならぬ時に當つて、逆に賦役の増加にも導き得るものである。

1) ポスタンに就ては大家前掲書二七九頁に紹介されてゐる。